

早稲田大学大学院法学研究科

2018年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「脱病態的な性別取扱変更特例法の確立を目指して一現行特例法の改正がもたらす影響の具体的考察、及び新たな要件の提言」

申請者氏名 石嶋 舞

主査	早稲田大学教授		棚村 政行
	早稲田大学教授	法学博士（早稲田大学）	近江 幸治
	早稲田大学教授		岩志 和一郎
	早稲田大学准教授	博士(法学)(早稲田大学)	橋本 有生

石嶋舞氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学法学研究科博士後期課程 4 年の石嶋舞氏は、早稲田大学学位規則第 7 条第 1 項に基づき、2017 年 10 月 14 日、その論文「脱病態的な性別取扱変更特例法の確立を目指して一現行特例法の改正がもたらす影響の具体的考察、及び新たな要件の提言」を早稲田大学大学院法学研究科に提出して、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2018 年 2 月 1 日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I 本論文の構成と内容

(1) 本論文の目的

2004 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」とする）」が施行してから 10 数年が経過し、同法に基づく申立の傾向やさらなる課題も明らかになってきた。とくに特例法は性別取扱変更の要件として、①20 歳に達していること、②現に婚姻をしていないこと、③現に子がいないことという身分関係の要件を課した上で、さらに性別取扱変更の申立の対象を 2 名の医師により「性同一性障害」と診断された者に限定し、④外性器にかかる部分の外観具備、⑤生殖能力の喪失を要求した。

体の性と心の性(性自認)の不一致で苦痛を生ずる場合、この苦痛を改善するための最善の対処法は人によっても異なり、必ずしも特例法の求める外科的介入を行うことが不可欠であるとまでは言えない。しかしながら、特例法は、診断を得るための病態性の獲得や不必要な外科的介入を行うよう当事者に強いる危険性がある。また、特例法は旧来の男女観から逸脱した者を、特定部位の外観の変更及び生殖能力喪失を条件とすることで限定的例外的に救済するにすぎず、あくまでも性別二分論を維持する構造を持っており、多様な性別のありようを認めていない。特例法は、意に反する身体的処分、リプロダクションの機会の喪失という極めて苛酷な選択を迫る点でも重大な欠陥をはらんでいると言わざるを得ない。

そこで、本論文は、他の要件の孕む問題も検討するが、特に身体的要件の保護する法益、同要件を撤廃することによる他法への影響を十分に精査したうえで、身体的要件を撤廃した場合の新たな対応策について明らかにしようとするものである。特例法に関しては、社会学や政治学、ジェンダー論や権利論において幾つかの考察がなされてきたが、特例法を改正するための具体的な法的検討のレベルでは、未だ十分な研究の蓄積があるとは言えない。このような学説の状況の中で、本論文の目的は、外観要件・身体的要件を撤廃した場合に要求

される対応及び危惧される問題を具体的に考察した上で、外国法との比較から性別取扱変更の権利的側面を積極的に評価し、特例法の具体的な改正案を新たに提言することにある。

(2) 本論文の構成と内容

第 1 章では、現行の性同一性障害者特例法の制定の経緯、医療の実施状況、とくに診断要件、身体的要件等の設定の背景に触れて、現行特例法の基本的な法構造について明らかにしている。すなわち、特例法が時間的な制約の中で議員立法という形で迅速に制定されたことのほか、当時の医療の状況の中で、切迫した意図的戦略的な使命を帯びていたという事情があった。また、特例法が、精神療法、ホルモン剤投与という投薬療法、及び性別適合手術という外科的療法を段階的に位置付け、手術を終えて治療が完遂する形式をとったために、手術で完成される典型的患者像が確立されてしまった。

また、特例法がジェンダーに保守的な議員の賛同を取りつけた理由を、特例法が性同一性障害を「障害化」「病理化」し治療の対象としたこと、またこれにより性同一性障害を男／女という性別二元論を規範とした「正常」な状態からの逸脱として捉え、ジェンダーやマイノリティに関する問題と捉えなかったことにあるとする。

さらに、第 1 章では、特例法の規範性として、身体的な介入を加えた方がよいとする考えが浸透したことは、特に若年者にとって深刻な事態を招いたと指摘する。現在の特例法が課す身体的要件は、本来身体的変更を望まない者に不要な手術を強いるだけでなく、手術に対する自己決定の自由を損ない、また個人の性を生物学的範疇のみで処理することから、性別とは何かと言う本質的議論を隠蔽しているとも批判する。身体的要件が保護する法益及びこれを撤廃することによる他法への影響を十分に精査しないまま、身体的要件を課すことはもはや妥当ではないとする。

第 2 章では、身体的要件を撤廃した場合に要求される対応及び危惧される問題を具体的に考察してゆく。まず登録上の性と生殖能力の齟齬によって最も直接的に影響を受ける親族法につき、現行親族法と特例法をいかに調整していくかを検討した後に、その他の法分野において身体的要件の撤廃の影響を受ける規定を全て洗い出した上で、いかなる種類の問題が生じ得るのかを把握していくという作業を行っている。

本論文では、親となる者の性別を問わず、現行の母子関係・父子関係の成立基準を性別中立的にそのまま当てはめることで親子関係を確定することを試みる。現行民法は、分娩者は母であり、父は不明確であるという前提から、判例法理によって父子関係・母子関係で異なる扱いがなされる。また民法は、親子関係の成立においては子と親の血縁関係の有無を問わず、血縁に基づかない親

子関係が存在することを認めている。法律上の実親子関係と血縁上の親子関係に齟齬があっても、特定の場合には戸籍の記載の訂正を制限し、近年の判例においても、血縁関係と齟齬のある親子関係を認めたものとして、嫡出推定の排除を否定した事例や、代理母出産の場合も出産者=母の原則を堅持することを示した事例があることを明らかにする。

このような点に配慮して、現行民法の実親子関係の成立基準を当てはめた場合、**FtM**に嫡出推定が及ぶ場合、もしくは**FtM**が認知する場合は父子関係が成立するが、**FtM**が自ら出産した場合は母子関係が成立するとする。また**MtF**に嫡出推定が及ぶ場合は、及び**MtF**が同意の上で自己の配偶子を用いてもうけた子の認知を行う場合は、父子関係が成立すると提案している。本論文は、現行の実親子関係成立の基準を崩さずに母子・父子関係を確定するとすれば、現行親族法の変更を待たずに生殖能力喪失要件の撤廃が期待できると説く。

次いで、親族法以外の領域においても、法的登録事項と生殖能力の関連を前提に立法がなされているために、身体的要件の撤廃に伴って問題が生じる分野が予測される。本論文においては、性に関連する文言を用いた法令その他を検索し分類することによってこれを分析した。分析においては、1) 生殖能力喪失要件を撤廃した場合と 2) 外観具備要件を撤廃した場合に影響を受ける規定を分類した上、生殖能力に関連する規定に関しては、さらに(a) 妊娠・出産の事実が既にある場合に適用されるもの、(b) 妊娠・出産が確定していないがその生殖能力に配慮する必要がある状況に適用されるもの、(c) 他者を懐胎させることを男性の生殖能力として把握しているものに分けた。

分析の結果、公的領域において性別の情報が把握される場合と、私的領域において性別の情報が把握される場合の基準は、区別して考えるべきことが明らかになった。また、生殖能力と登録上の性に齟齬がある者の場合、登録上の性が同性同士の者との間で、第三者の介入なしに子をもうけることが可能であることも明らかにされた。

子の立場から、親としての責任を果たすべき2名がこの同性カップル2名で完結していることに鑑みれば、配偶者を対象に含む制度で、特に育児など子に関するものであれば、当該制度が内縁保護法理を用いているような場合は、当該制度における配偶者としての扱いに当該同性パートナーも含む必要があると言えよう。**FtM**が望まずに子を妊娠した場合等に中絶を希望する場合は、母体保護法が妊娠または分娩するものを単に母とし、また同意等を行う配偶者に関しても特にその性別を指定する規定が見られないため、これの適用を受けられると解される。しかし、これと連動する刑法の墮胎罪が対象を「女子」としていることが問題だとして、本論文は、特例法を改正するにあたっては、墮胎罪の適用においては、変更の審判前に女子であった者を含むと書き添える必要が

あると説く。なお、社会規範に基づく性別の予見性を特例法に担保させようとするのであれば、外観具備要件でなく、承認されるべき性での継続的な実生活経験を要件とすれば足るものと考えられるとする。

第3章では、オランダ法を素材として、出生登録上の性別取扱いの変更や親子関係を規律する民法改正を実現して、日本法における性別取扱い変更の特例法や実親子関係の成立をめぐる現行民法の解釈運用に関する対応についての具体的な示唆を得ようとしている。すなわち、オランダにおいては2014年に性別取扱変更における外観具備要件及び生殖能力喪失要件が撤廃されたが、これに先んじて親族関係規定（民法第1編11章）が大きく改正され、分娩者＝母ルールを維持したまま、出産による母の他に、推定、認知によっても母子関係が成立することとなり、子が2人の母を持つことが認められたことを明らかにしている。

性別取扱変更後に子の出生があった場合の親子関係の確定につき、オランダ民法は1:28c(3)において、まず子を出産したFtMについては母子関係を成立させることを定め、他方MtFが自身の配偶子を用いてもうけた子との間に養子縁組を望む場合は、女性同士のペアにおける養子縁組を定める規定（1:277(4)・後述）が適用されると規定する。当該規定が養子縁組に関してわざわざ言及し、その他に言及していないことから、親子関係の成立を定めるその他の規定に関しては、MtFは特に例外的な扱いを受けないものと解される。

一般的な共同母の枠組みにおいては、出産していない者が、出産した者の配偶者／登録パートナーであることを理由として、推定により子と母子関係を形成する場合は、精子の提供が匿名ドナーによるものであることが要されるとする。そのため、MtFが自己の配偶子を用いて子をもうけた場合は当該推定を受けることができず、認知もしくは養子縁組によって子と母子関係を形成することとなる。

また共同母の枠組みにおいては、国際私法上の観点から2名の母が国外で認められない可能性を考慮し、出産によらない母と子の養子縁組が選択できるようになっている。当該共同母関係を基盤とする養子縁組は1:277(4)にて規定され、MtFがこれの適用を受けられるとするのが1:23c(3)である。性別取扱変更の文脈で当該共同母制度を読み直すと、MtFはおおよそ自分と子の間に血縁関係がない場合にのみ母性推定が受けられるという不可解な構造にはなっているものの、MtFは認知もしくは養子縁組によって子と母子関係を形成することができ、またFtMが出産する形で女性配偶者／女性登録パートナーとの間に子をもうけた場合であっても、当該配偶者／登録パートナーは子と母子関係を形成できることとなると紹介している。本論文は、オランダにおける身分登録制度、出生登録、個人基本登録制度などとの関係についても、精緻に紹介しており、

2014年に生殖能力喪失要件を撤廃したオランダ法と日本法の比較研究を行う上でも貴重な検討を加えている。

第4章では、オランダ法の法改正の背景や目的、国連の女性差別撤廃委員会のオランダに対する総括所見での懸念、ドイツ連邦憲法裁判所での生殖能力喪失要件や外観具備要件の適用不可判決、欧州人権裁判所での諸判決の詳細な検討を行い、そこでの性的自己決定権と日本への親和性を説く。つまり、ここでは、オランダの親族法改定自体は性別取扱変更を念頭に置いて行われたものとは言い難く、1:28条以下の改正は人権的側面からの議論、国際的圧力、及び近隣諸国の判例による影響が強かったものと考えられると指摘する。本論文は、欧州においては性別取扱変更を自己決定権の文脈で捉える傾向があるとし、これを日本国内において参照するにあたっては、性自認を差別禁止の一要素に据えようとする国内の動きと、性自認を自己決定の文脈で捉えることの親和性についても若干の考察を加えなければならないとする。

オランダ法改正に影響を与えた隣国ドイツにおける判例を見れば、ドイツのトランスセクシュアル法には外観具備要件及び生殖能力喪失要件があり、当該要件の撤廃自体は行われていないものの、連邦憲法裁判所は2011年1月11日決定において当該要件を違憲とし、法改正が行われるまでは適用不可とした。立法を後押しした78年判決にて裁判所は、個人の人格の自由な発展の権利を定める基本法2条1項は性的自己決定権を保障しているとして、出生登録上の性の変更を認めなかった連邦通常裁判所の決定を破棄した。以降の判例はこれを基盤とし、生殖能力喪失及び外観具備要件に関しては、同2条1項に基づく性的自己決定権と、同条2項に基づく身体を害されない権利を侵害することから違憲との判断がなされている。

また、欧州人権裁判所においても、性自認の公的承認を認めたGoodwin対イギリス判決が、欧州人権条約第8条の保護は「個の人間としてのアイデンティティの詳細を確立する権利を含んだ個々人の私的領域に及ぶ」と述べた後、Van Kück対ドイツ判決にて申立人が自身を女性と定義する自由は「自己決定の最も基本的な要素の一つ」だとされている。以降、性的アイデンティティを扱った事例において、裁判所は性的自己決定を公権力により妨害することを避けるべき締約国の消極的義務を認めながら、そのような性的自己決定の実現に対し、私生活及び家族生活を効果的に尊重することに内在する締約国の積極的義務の存在にも言及しており、問題とされる個人の自由に対する制限が保護する一般の利益と、個人が実現しようとする利益との間に公正なバランスがとられているか否かを各事例につき検討している。

以上の考察から、本論文は、日本国内における自己決定権の射程は必ずしも明確でないが、それが個人の自由な行動を広く保障するものと解した場合にも、

性的自己決定は、恣意的な決定を含めて公権力の理由な介入を防ぐとする一般的自由の領域よりは、特に人格的生存に不可欠なものとして、自己決定の核心的な領域に位置付けて扱われるべきものと説く。

第 5 章において、身体的要件の撤廃のほかに、特例法の各要件を丁寧に検討して、性的自己決定権を尊重しつつ、最も妥当で合理的な特例法の具体的な改正の提案を行う。すなわち、まず第 1 に、生殖能力喪失要件と、外観具備要件は撤廃した上で、墮胎罪に関しては従前の性で扱うとする特則を挿入する。性別取扱変更後に自己の生殖能力を用いて子をもうけた場合、性別取扱変更後に男性となった者が子を出産した際は、その者は当該子の母となるものとする。また、性別取扱変更後に女性となった者に関しては、ドナーとしての精子提供であった場合を除いて、自己の配偶子を用いて子をもうけることに本人が同意していた場合は、当該子を認知し父となることができ、また当該子の父である旨の認知請求の対象となるものとする。なお、この認知にかかる規定は、当該女性となった者が当該子と養子縁組を行い、母子関係を形成することを妨げるものではないとする。

第 2 に、年齢要件に関しては、名の変更、遺言、就労等、15 歳を境に未成年者本人が決定を行う機会が増すことに鑑みて、15 歳に引き下げる。年齢要件は今後も段階的な引き下げ・撤廃の議論の対象とする。また今後より若年の者に性別取扱変更を認めるとする場合は、専門家による丁寧な観察を必要とした上で、保護者の理解を得た状態で性別取扱変更を行うことが妥当であると考えられる年齢では、保護者の同意を要件とすることが妥当だと提案する。しかしながら、特に保護者との確執が強く、本人の利益のために性別取扱変更が必要である場合は例外とすべきであるとする。

第 3 に、未成年の子なし要件に関しては、身体的要件の撤廃に伴って意味をなさなくなるため撤廃する。ただし、申立人が養育する子がいる場合は、家庭裁判所は、当該性別取扱変更がその子の利益を害さないことを確認すべく、子からの意見聴取の機会をもうけるものとする。

第 4 に、非婚要件に関しては、これを撤廃すれば同性間の関係へ婚姻の適用を広げることへの影響を免れないことから、同性間の関係も含めた婚姻の適用が実現するまではこれを維持するものとする。婚姻の継続と性自認の法的承認が二者択一の状況に置かれている問題に鑑みて、婚姻の平等化が実現するまでは、婚姻中にある者が性別取扱変更を申立てた場合は、婚姻関係を除いて性別取扱変更に係る要件を満たしていることを証明する暫定的な証明書を発行することを提案する。

第 5 に、申立の対象は、登録された性とは異なる性による継続的な生活実践経験があり、当該性で永続的に生活することに強い蓋然性が認められる者とする。

る。専門家の監督下にあった場合は1年間、その他の場合は3年間の、希望する性での実生活経験を証明する要件を新たに課すことにする。申立人が自己の希望する性に基づいて永続的に生活する蓋然性を示すものとして、性別不一致に精通した2名の専門家の意見書を提出する。当該専門家は、必ずしも、現行特例法のような精神科医に限らない。

第6に、戸籍の訂正には家庭裁判所の介入が必要であることとのバランスを考え、さらに申立人が養育する未成年者の意見聴取の機会を確保するため、手続は、現時点では単なる届出制ではなく、家庭裁判所の審判により行う。また性別取扱変更手続が病態性を要さないことを反映して、法の名称自体も「性別の取扱の変更にかかる特例を定める法律（性別取扱変更特例法）」などとするのが妥当であると提案する。

上記の法改正に加えて、本論文での考察に基づけば、母性保護、子の出産や養育などに関する制度利用等においては性別を問わずその情報が提供されることが推奨され、FtMも申請によって出産にかかる制度を利用できることや、推定し難い生殖能力に保護を受けたい場合は、その旨を自己申告できること周知する必要があるとする。またこれらの制度や社会保障制度の利用において、その制度における配偶者の定義が内縁にあたる者を含む場合は、子と自動的に親子関係が形成されないFtMの妻はもちろん、子の養育を行う同性のカップルも、内縁としての取扱いに含まれると説く。

II 本論文の評価

本論文は、性同一性障害に基づく性別取扱の変更に対する特例法について、これまで病気であるとか気の毒であるとして、きわめて限定的例外的に取り扱ってきたトランス・ジェンダーに対する権利保護アプローチを根本的に見直すべきだとする積極的な改正提案を示しており、以下に述べるように、解釈論、立法論、比較法的な手堅い手法での挑戦的な論文として学術的にも高く評価することができる。

第1に、これまでの伝統的な民法学の解釈論や立法論に沿って、民法や戸籍法の特別法に位置付けられる特例法に関して、その成立過程での議論、立法過程での医療実践の動き、当事者団体の動向、国会議員への説得や戦略的な働きかけなどだけでなく、生殖能力喪失要件・外観具備要件など身体的要件が撤廃された場合の民法その他の法律に対する影響にまで視野を広げて、問題点を浮き彫りにしつつ、丁寧に学説・裁判例、関連する法令等について検討を加えて独自の解釈や立法提案を行っていることは学術的にも十分に評価することができる。この分野での法学的研究がきわめて少ないことから、本論文は学術的

にみても貴重な研究業績と言えよう。

第 2 に、本論文は、特例法の身体的要件の撤廃に際して、具体的に影響を受け関連あると思われる膨大な法令を総務省の法令検索データで網羅的に調べ、民法や戸籍法は言うまでもなく、妊娠・出産や生殖能力に関わる労働、雇用、年金、医療、施設処遇、刑事法などを遡って、そのハードルとなりうる規定や規律を再確認し、その法的対応や具体的な支障の有無について詳細な検討を行っている点も高く評価することができる。本論文でのこのような検討作業は、これまでの特例法に関する研究論文や特例法の改正提案が行っていなかった斬新でオリジナルな視点と言うべきである。

第 3 に、本論文は、オランダ、ドイツなどを中心としながら、欧州人権裁判所やイギリス、オーストラリアなどの諸外国での先進的な取組や動向について、性同一性障害での性別取扱い変更をめぐる立法だけでなく、同性婚、親子法、身分登録法制など関連する法領域を含む実体法・手続法・学説・裁判例や改正の背景・目的等についても丁寧な比較法的な手法を用いて、その議論の経緯や改正の意図について明らかにしようと試みたもので、この点でも高く評価することができる。

第 4 に、本論文は、特例法に関する学際的な研究及びこの分野での先行業績を網羅的に取り上げて検討した上で、そこでの研究成果や重要な示唆について法解釈論や立法論に見事に取り込んでおり、単にジェンダー論、性別二元論批判にとどまらず、この分野での医療実践のあり方や法政策にまで踏み込んだ総合的実証的な検証を行っている点も高く評価することができる。

第 5 に、本論文は、単に LGBT や性的マイノリティだけでなく、男女を法的になぜ分けなければならないか、性別記載の必要性、性別二元論と家族政策や家族法との関係、性的自己決定権や性のあり方の多様性と、性をめぐる社会秩序、性別に対する社会の受け止め方や婚姻・家族をめぐる公序との対立・緊張関係を意識しつつ、子の福祉、身分登録制度としての戸籍制度、婚姻制度など家族法全体に対する大きな見直しや再検討を迫る論文と言える。壮大な研究構想やスケールの大きさという面でも、評価することができよう。

もともと、本論文に全く疑問がないわけではない。例えば、特例法は、法案の作成から法案成立までわずか 1 カ月というスピード立法であり、婚姻、親子、扶養、相続や社会保障制度など性別の取扱いの変更についての法的効果についての十分な議論や検討がなされたうえでの立法ではなかった点に大きな問題があった。本論文でも、特例法の立法の経緯や背景にも触れているものの、性別変更取扱いの特例法がもつ婚姻、親子、離婚、相続、身分登録制度としての戸籍制度に対する影響やチャレンジについて、もう少し踏み込んだ具体的な言及も欲しかった。このようなカップルが親子関係をもつことについては、生殖補

助医療の利用による実親子関係の成否だけでなく、養子縁組(特別養子縁組、普通養子縁組)制度や里親制度の利用も考えられるところ、特例法の改正や要件緩和が子育てや要保護児童の支援のためにどう作用することになり、これまでの性別男女二元論や固定的な性別役割分業論を前提としている法制度が新たな社会的養育ビジョンにどのような影響を及ぼすことになるかの検討も必要であったと思われる。

また、本論文では、ドイツの連邦憲法裁判所での性別適合手術や生殖能力喪失要件を違憲とした判決などを引用して、ドイツの連邦憲法の基本権として、「性的自己決定権」や「身体を害されない権利」の保障を根拠に身体的要件の撤廃が日本法とも親和性があると主張している。しかしながら、ドイツや欧州人権裁判所でも、性別の自己決定権を法的に容認するというよりも、性別の決定基準、性別記載の必要性、性別二元論や性別役割分業論にもとづくこれまでの「男」「女」「夫」「妻」「父」「母」といった法的概念の見直しが人権論として問われ、性をめぐる個人的利益と社会的利益が相克する場面ごとに、最上位の根本規範としての憲法適合性の審査や司法審査が行われた結果とすることができる。これらの一連の流れの中では、性別の決定や割り当てにおける社会秩序、家族秩序の維持や社会の混乱の回避などの画一的な処理の必要性や行政・社会生活上の便宜、公共の利益などへの配慮が全く無視されてきたわけではない。本論文は、人が出生すると、そもそも性別の決定がなぜ必要で、その記載や区別そのものがなぜ正当化されてきたのかという根本的な疑問に対して、必ずしも説得的な論証に成功してるとは言えない。

さらに、本論文は、非婚要件についても、同性婚やパートナーシップの登録制度が実現し婚姻平等を達するまでは維持することにし、性別変更の要件を充足していることの暫定的な証明書を発行して対応するとしている。しかしながら、婚姻している相手方配偶者への配慮であれば、性別変更をすることの通知や同意を手続的に求めたり、離婚の原因として認め、同意しない他方に婚姻関係の解消の機会を与えれば不利益を与えることにはならないとも思われる。また、家族単位の日本独自の戸籍制度の存在も、マイナンバーやIT化の進展する中で、抜本的な見直しが必要で、非婚要件を廃止しても、他の対応策が可能ではなかろうか。本論文は、現行の民法や戸籍制度の枠組みをできる限り尊重して妥協した結果としての穏やかな提案に落ち着いたのであろうが、かえって徹底した特例法の改革提案としての大胆さが失われてしまったように感じられてならない。

もっとも、上記の疑問や指摘は、本論文の狙う大きな研究構想を実現するためのさらなる課題や期待にとどまるものと言うべきであって、決して、これらは本論文全体の学術的価値をいささかも損なうものではない。

Ⅲ 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士(法学)(早稲田大学)の学位を取得するに値することを認める。

2018年2月1日

主査 早稲田大学教授 棚村 政行(民法)

副査 早稲田大学教授 近江 幸治(民法)

早稲田大学教授 岩志和一郎(民法)

早稲田大学准教授 橋本 有生(民法)

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めましたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
8頁・脚注18	...によって指摘される。 <u>立埼玉医大</u> における手術が...	...によって指摘される。 <u>埼玉医大</u> における手術が...
8頁・脚注20	母体保護法の第34条あるいは第28条(双方...処罰する規定」と	母体保護法の第34条あるいは第28条(双方...処罰する規定)と
8頁・脚注22	<u>性別再指定手術</u> の医療行為としての正当性を	<u>性別適合手術</u> の医療行為としての正当性を
11頁・3行目	<u>性別再指定手術</u>	<u>性別適合手術</u>
11頁・9行目 38頁・43行目 41頁・28行目 41頁・6行目 43頁・4,7,12行目 56頁・29行目 60頁・12,24,25行目 72頁・11,15行目 75頁・8行目 79頁・3行目	<u>性別取扱い</u> <u>性別取り扱い</u>	<u>性別取扱</u>
14頁・4行目	申し置きして置かねばならない。	申し置きしておかねばならない。
18頁・脚注63	<u>検索</u> ・分類を行った。	<u>検索し</u> 、分類を行った。
18頁・脚注64	<u>検索語彙</u> が含まれる	<u>検索語</u> が含まれる
20頁・脚注72	<u>文言条</u> の翻語	<u>文言上</u> の翻語
21頁・29行目	企業内手当 <u>と</u> の各種制度	企業内手当 <u>等</u> の各種制度
21頁・脚注84	<u>社旗的</u> な	<u>社会的</u> な
21頁・脚注84	<u>きよすべき</u>	<u>寄与すべき</u>
25頁・脚注116	<u>構内労働</u>	<u>坑内労働</u>
28頁・脚注149	同様の支援を提供することから、 <u>、</u>	同様の支援を提供することから、 <u>、</u>
31頁・脚注161	これは公的 <u>亮</u> 保険制度の	これは公的 <u>医療</u> 保険制度の
31頁・脚注162	<u>母子保健法</u> 第15条の...	<u>母体保護法</u> 第15条の...
33頁・7行目	諦めざるを得ないような状況になるような言動を <u>を</u> 指す	諦めざるを得ないような状況になるような言動を指す

33頁・13行目	均等法11条に関する判例	均等法第11条に関する判例
33頁・18行目	今後第11条2にかかるハラスメントの認定が今後如何に...	第11条2にかかるハラスメントの認定が今後如何に...
34頁・8-10行目	ハラスメントに際し、... 都道府県労働局長が労働者・使用者双方に行う助言・指導・勧告を行い、...当該制度に置いて妊娠・出産に関するものは女性労働者のみを	ハラスメントに際し、...都道府県労働局長が労働者・使用者双方に助言・指導・勧告を行い、...当該制度において妊娠・出産に関するものは女性労働者のみを
35頁・脚注199	事実条	事実上
38頁・11行目	内縁保護法理を <u>求める</u> べき	内縁保護法理を <u>認める</u> べき
38頁・24行目	男性が <u>出産能力保持</u> している	男性が <u>出産能力を保持</u> している
38頁・31行目	求めていることにも鑑みて、...ことが原則となっていることに <u>鑑みて</u> 、	求めていることにも鑑みて、...ことが原則となっていることに <u>照らして</u> 、
38頁・41行目	申出によらずに <u>配慮を受ける保護</u> を受ける母性保護等に <u>まつわる</u> 制度に	申出によらずに <u>配慮や保護</u> を受ける母性保護等に関する <u>制度</u> に
40頁・18行目	<u>際</u> が設けられている	<u>差異</u> が設けられている
41頁・11行目	共同母関係を <u>認め</u> た	共同母関係を <u>認め</u> た
42頁・7行目	名前や生年月日と <u>併</u> に	名前や生年月日と <u>とも</u> に
44頁・16行目	<u>累計</u>	<u>類型</u>
44頁・26行目	当該 <u>齟齬</u> を発生	当該 <u>齟齬</u> の発生
45頁・3行目	登録 <u>条</u> の	登録 <u>上</u> の
45頁・17行目	親子関係の成立原因 <u>としては</u>	親子関係の成立原因は
46頁・15-16行目	母性推定の否定 (ontkenning) や、母による子の <u>認知</u> (Vernietiging) ...	母性推定の否定 (Ontkenning) や、母による子の <u>認知の無効</u> (Vernietiging) ...
47頁・11行目	匿名性の <u>証明</u> する	匿名性を <u>証明</u> する
47頁・28行目	<u>洗濯</u> した	<u>選択</u> した
47頁・脚注254	<u>出生</u> した母	<u>出産</u> した母
48頁・10行目	同意に <u>変わる</u> 認知	同意に <u>代わる</u> 認知
48頁・脚注265	<u>前掲注</u> の通り	<u>前掲注</u> の通り
49頁・1行目	かかる事例で <u>MtF</u> 本人	かかる事例では <u>MtF</u> 本人
49頁・15行目	に <u>対する</u> 同意する	に <u>対して</u> 同意する
50頁・脚注274	本稿 <u>8</u> 頁参照	本稿 <u>47</u> 頁参照
51頁・24行目	者に関する表記で <u>、</u>	者に関する表記で <u>、</u>
53頁・16行目	...養子縁組という <u>一度</u> 手続きを挟んだ	...養子縁組という <u>一度</u> 手続きを <u>一度</u> 挟んだ
54頁・2行目	<u>母子</u> 推定	<u>母性</u> 推定
54頁・6行目	(<u>1</u> ::227(2))	(<u>1</u> 227(2))
55頁・下から3行目	出産に <u>寄ら</u> ない母	出産に <u>よら</u> ない母
56頁・10-11行目	合理性とが <u>比較</u> した場合、...上記に記したBRP制度を <u>鑑</u> みるに	合理性とを <u>比較</u> した場合、... 上記に記したBRP制度に <u>鑑</u> みるに

57頁・20行目	ドイツ連邦憲法 <u>さ</u> 裁判所	ドイツ連邦憲法裁判所
59頁・8行目	<u>方</u> のうちに	<u>法</u> のうちに
59頁・15行目	第28条	1:28条
59頁・24行目	尚法改正 <u>継続</u> された	尚法改正が <u>継続</u> された
60頁・6行目	<u>加盟国</u> 勸告	<u>加盟国</u> に勸告
60頁・27行目	発言しており <u>。</u>	発言しており <u>。</u>
60頁・29行目	反すると <u>した</u> 他	反すると <u>された</u> 他
60頁・29行目	保護される <u>の私生活</u>	保護される <u>私生活</u>
61頁・1行目	指摘 <u>していた</u>	指摘 <u>された</u>
61頁・7行目	2011年1月ドイツ憲法裁判所	2011年1月にドイツ連邦憲法裁判所
61頁・8行目	ドイツ憲法裁判所	ドイツ連邦憲法裁判所
62頁・5行目	初めて1条に	初めて第1条に
63頁・脚注336	最も、... <u>婚姻要件</u> が削除された	もっとも、... <u>非婚要件</u> が削除された
66頁・26行目	まず特例法それ自体そもそも特例法中の	まず特例法中の
68頁・11行目	身体的要件が見直されたが <u>場合、</u>	身体的要件が見直され <u>、</u>
69頁・9行目	12再	12歳
69頁・19行目、脚注376 70頁・4,7,9行目 71頁・脚注384	二次性徴	第二次性徴
69頁・23行目	<u>しなければならぬ</u> 区な <u>った</u> ことが	<u>しなければならぬ</u> なくなったことが
69頁・脚注376	二次性徴が再開する可逆的なものである... 二次性徴の再開や	第二次性徴の発来が再開する可逆的なものである... 第二次性徴の獲得の再開や
71頁・脚注384	...を向上するものである諸外国...	...を向上するものである <u>。</u> 諸外国...
73頁・10行目	性同一性障害 <u>当時</u> 者	性同一性障害者
73頁・17行目	鑑み <u>え</u> も	鑑み <u>て</u> も
73頁・脚注399	保護者が本人の状態を飲み込むことに葛藤を覚えることも <u>少なくとも</u> なく、保護者と本人の間に確執が生じている場合も <u>少なくない</u> 。	保護者が本人の状態を飲み込むことに葛藤を覚えることも <u>少なくとも</u> なく、保護者と本人の間に確執が生じている場合も <u>多い</u> 。
75頁・24行目	不合理ではない <u>された</u>	不合理ではないと <u>された</u>
78頁・10行目	診断がなされる <u>よ</u> すれば、	診断がなされると <u>す</u> れば、
78頁・16行目	性別取扱変更を必要とする者に <u>。</u>	性別取扱変更を必要とする者に <u>。</u>
79頁20行目	第 <u>一</u> 年齢要件	第 <u>一</u> 号年齢要件
79頁・脚注425	経験 <u>い</u> ているか、	経験 <u>し</u> ているか、
80頁・脚注426	他の婚姻平に関する	他の婚姻平等に関する
83頁・21行目	兄弟姉妹関係に <u>つて</u>	兄弟姉妹関係に <u>ついて</u>
84頁・脚注453	意味づけに <u>や、</u>	意味づけ <u>や、</u>

以 上